



2025年8月8日

静岡労働局長 國分 一行様

静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆様

静岡県労働組合評  
議 長 菊池  
静岡県労働組共闘  
代表幹事 鈴木

## 静岡地方最低賃金審議会における 審議公開と意見陳述の実施を求める要請書

貴職の日頃のご奮闘に心より敬意を表します。

7月18日に開催された第396回静岡地方最低賃金審議会より、今年の静岡地方最低賃金改定の審議が開始されました。

第396回審議会において今年の審議会の日程と公開・非公開が決定され第397回審議会は、公開（傍聴）で開催すると決定されましたが、実質的な最低賃金の審議をする4回の最賃専門部会と答申を決定する第398回、異議申出審議を行う第399回の審議会は、今年も非公開で開催する事が決定されました。審議会運営規程では「原則公開」としながらも、限られた本審のみの公開にとどまる事は、特定利害関係者だけによる密室審議であり県民の知る権利を阻み情報公開法の趣旨に反すると言わざるをえません。全国における審議の公開状況は、全ての本審議会の公開にとどまらず専門部会の公開（一部公開を含め）についても実施する都道府県が多数をしめており改めて、全ての審議の公開を求めます。

意見陳述においては、私たちは、2年に1回の審議会委員改選時に労働者委員を推薦し、毎年の専門部会委員を推薦してきましたが不透明な任命により、審議会で意見を述べる機会がありません。また、この間「審議会を専門部会二者協議含め全部公開するとともに、審議会や専門部会で女性や非正規労働者、学生が意見陳述をおこなう機会を設けること。」を要請してきましたが、要請は実現しておりません。全国の最低賃金審議会における意見陳述も、過半数を大きく超える道府県で実施されております。東海地方では昨年から岐阜地方最低賃金審議会が意見陳述を開始しました。また、福岡地方最低賃金審議会では、全国ではじめて外国人技能実習生の意見陳述を予定するなどして現場の実態を把握する取り組みを進めています。

静岡地方最低賃金審議会は、長い間、最初の審議会と目安伝達の審議会を公開とした後、実質的な審議を行う最賃専門部会及び答申をまとめる審議会、そして異議申し立てを受けて開催する審議会を非公開で開催し意見陳述も実施していません。静岡地方最低賃金審議会は、最低賃金法にもとづき設置される審議会であり、公的な審議会であると考えます。改めて、2025年度の審議会において以下の要請をいたします。

1. 静岡地方最低賃金審議会において、審議会・専門部会の公開を要請します。
2. 静岡地方最低賃金審議会において、意見陳述を実施することを要請いたします。

以上